



No.	組織種別(表示名)	審議会名	分類	設置根拠	(設置根拠がその他の場合)	関連法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期(年)	委員の任期回数	委員定数(人)	委員人数(人)	学識経験者	関係団体の代表	公営市民	市議会議員	市議会議員	市議員	その他	男性(人)	女性(人)	女性率(%)	委員選出機関	公事市長を兼任しない理由	市議会議員又は市議員の兼任理由	報酬等の有無	報酬等の金額(1委員1回あたり)	2023年度開催回数	非公開(一部非公開)とした回数	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	運営状況	2023年度開催回数(過半数)	議長の定数	議長の定数「有」の場合の人数	議長の定数「有」の場合の理由	会議の作成方法	会議の作成者	会議の公表時期(会議概要)	会議の公表時期(会議録)	会議の公表時期(会議録の公表が45日を超える場合の理由)	同一案件の他の審議会等の有無	左記が「有」の場合、その名称	開催状況の可否	開催状況の具体的な内容	審議会不許可の理由(不許可の場合のみ)	
																																																	委員資格に關し法令等で特別の条件が付けられているため
12	松林公民館	茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例(第16条)	1983/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	0	0	5	2	29	社会教育法第30条・茅ヶ崎市立公民館条例第17条	委員資格に關し法令等で特別の条件が付けられているため	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議会のため	
13	鶴橋公民館	茅ヶ崎市立鶴橋公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例(第16条)	1980/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	1	7	7	0	7	0	0	0	0	0	0	3	4	57	社会教育法第30条・茅ヶ崎市立公民館条例第17条	委員資格に關し法令等で特別の条件が付けられているため	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議会のため	
14	南湖公民館	茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会	附属機関	法により任意に設置	-	社会教育法第29条・茅ヶ崎市立公民館条例(第16条)	1985/4/1		館長の諮問に応じ公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	2	2	7	7	0	7	0	0	0	0	0	4	3	43	社会教育法第30条・茅ヶ崎市立公民館条例第17条	委員資格に關し法令等で特別の条件が付けられているため	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	地域の学習拠点である公民館の運営に係る審議会のため		
15	青少年課	茅ヶ崎市青少年問題協議会	附属機関	法により任意に設置	-	地方青少年問題協議会法(第1条)	1959/4/1		青少年の指導、育成等に関する総合的な施策の樹立に必要な重要事項を調査審議すること。青少年の指導、育成等に関する総合的な施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。上記の事項に關し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。	2	9	25	22	0	8	0	0	2	4	8	14	8	36	青少年問題協議会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要であるため	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要であるため	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	1	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	青少年対策について検討するに当たり、意見聴取できる場として活用されており、他に代替する場がないため	
16	図書館	茅ヶ崎市立図書館協議会	附属機関	法により任意に設置	-	図書館法(第14条)	1955/8/26		図書館法第14条第2項の規定に基づき、茅ヶ崎市立図書館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べ。	2	4	5	5	1	3	1	0	0	0	0	0	2	3	60	茅ヶ崎市図書館条例第16条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	当該審議会と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複する審議会が他にないため。	
17	教育総務課	茅ヶ崎市教育基本計画審議会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2008/4/1		審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。	2	7	15	9	3	4	2	0	0	0	0	0	5	4	44	茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	1	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	可	計画策定及び変更、教育委員会の点検・評価の方法を見直しすることは、可能。ただし、全庁的に計画策定の方法について議論が必要と考える。		
18	文化推進課	茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	1975/4/1		茅ヶ崎市史の編さん、歴史公文書等の選別、特定歴史公文書等の施策その管理に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	10	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	8	1	11	茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会規則第3条及び第4条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要であるため	-	あり(報酬)	10,000円	6	6	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	設置目的、委員構成が異なるため。	
19	文化推進課	茅ヶ崎市美術品審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2004/4/1		茅ヶ崎市が収集し、又は寄贈若しくは寄託を受ける美術品につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	2	4	6	3	3	0	0	0	0	0	0	1	2	67	茅ヶ崎市美術品審査委員会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要であるため	-	あり(報酬)	10,000円	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設置目的及び委員構成が異なるため。
20	文化推進課	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2010/12/1		茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議する	2	6	14	14	4	7	3	0	0	0	0	6	8	57	茅ヶ崎市附属機関設置条例第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	4	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席	附属機関として意見集約している	1	定数を設けていない	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	茅ヶ崎市ゆかりの人物館運営委員会、茅ヶ崎市美術館運営委員会の役割を統合済み。		
21	スポーツ推進課	茅ヶ崎市スポーツ推進審議会	附属機関	法により任意に設置	-	スポーツ基本法(第31条)	1962/4/1		スポーツ基本法(平成23年法律第78号、以下「法」という。)第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項、法第35条に規定する補助金の交付、その他スポーツの推進に関する重要事項	2	9	10	10	2	4	2	0	0	0	0	2	8	2	20	茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	1	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	審議会の内容がスポーツ基本法及びスポーツの推進に特化しているため、統合は難しいと考えます。	
22	多様性社会推進課	茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2004/4/1		茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	2	3	13	11	1	6	2	0	0	0	0	2	4	7	64	茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	1	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	無	-	不可	-	所掌事務が他の審議会と類似しているものがないため	
23	地域福祉課	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会	附属機関	法により任意に設置	-	社会福祉法(第107条)及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項	2005/4/1		社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、茅ヶ崎市地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	3	8	16	16	3	11	2	0	0	0	0	13	3	19	茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第3条	-	-	あり(報酬)	委員10,000円 委員8,000円	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	3か月以内に公表	出席委員への内容確認に時間を要するため	無	-	不可	-	茅ヶ崎市地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的としており、会議の性質が特殊であるため。		

No.	組織区分(表示名)	審議会名	分類	設置根拠	(設置根拠がその他の場合)	関連法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期(年)	委員の任期回数	委員定数(人)	委員構成(人)	学識経験者	関係団体の代表	公営市民	市議会議員	市議会議員	市議会議員	その他	男性(人)	女性(人)	女性率(%)	委員選出根拠	公営市民を有しない理由	市議会議員又は市議員の委任理由	報酬等の有無	報酬等の金額(1委員1回あたり)	2023年度報酬回数	非公開(一部非公開)とした回数	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	審議状況	2023年度出席回数(過半数)	出席者の定数	出席者の定数「有」の場合の人数	出席者の定数「有」の場合の理由	会議録の作成方法	会議録の作成者	会議録の公表時期(会議概要)	会議録の公表時期(会議録)	同一案件の他の審議会等の有無	左記が「有」の場合、その名称	整理統合の可否	整理統合の具体的な内容	整理統合不可の理由(統合不可の場合のみ)			
																																																委員選出根拠	報酬等の金額(1委員1回あたり)	2023年度報酬回数
24	地域福祉課	茅ヶ崎市民生委員推薦会	附属機関	法により設置	-	民生委員法(第5条2項)	1953/9/27		民生委員の推薦を行う	3	4	14	13	1	10	0	0	0	2	0	0	8	5	38	民生委員法第9条 茅ヶ崎市民生委員推薦会規則第3条	委員資格に法令等の特例の条件が付されているため	法令等の特例は市議員の委任理由	あり(報酬)	10,000円	3	3	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号に該当するため	一定の資料を事前に送付し、約半分の資料を当日配布	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	出席	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	不可	-	同一案件の他の審議会等がないため			
25	地域福祉課	茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会	類する機関	市で任意に設置	-		2019/4/1	2023/4/16	(1)権利擁護の地域連携ネットワーク構築に関すること (2)成年後見制度の利用普及、権利擁護の啓発活動に関すること (3)困難事例の問題点の整理及び支援の方向性に関すること (4)後見人等選定の方向性に関すること (5)市民後見人の養成や活動に関すること (6)その他、成年後見制度利用促進に関わる事項についての意見を聴取する	1	3	10	10	6	4	0	0	0	0	0	0	8	2	20	茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会設置要綱	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	あり(報酬)	8,000円	2	0	-	一定の資料を事前に送付	全員がほとんどの会議に出席	意見聴取の場、情報交換の場となっている	1	-	-	出席	正規職員が作成	2日以内に公表	3か月以内に公表	出席委員への内容確認に時間を要するため	無	-	不可	-	同一案件の他の審議会等がないため			
26	保険年金課	茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会	附属機関	法により設置	-	国民健康保険法(第11条)	1959/1/1		国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議	3	2	13	13	0	9	4	0	0	0	0	0	10	3	15	国民健康保険法施行令第3条	-	あり(報酬)	会長12,000円 委員11,000円	3	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	不可	-	国民健康保険事業は特別会計を設けるなど独立性の高い事業であるため、他の審議会との整理統合は困難と考えます。				
27	介護保険課	茅ヶ崎市介護認定審査会	附属機関	法により設置	-	介護保険法(第14条)	1999/7/1		市からの依頼により、厚生労働大臣が定める基準に従って介護・要支援状態の審査及び判定を行い、その結果を市へ通知する。	2	12	84	77	77	0	0	0	0	0	0	0	49	28	36	介護認定審査会運営要綱(厚労省) 茅ヶ崎市介護認定審査会委員選考基準	委員資格に法令等の特例の条件が付されているため	あり(報酬)	議長28,000円 医師・歯科医師27,000円 その他委員20,000円	272	272	介護認定審査会運営要綱の1週間前に送付	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	-	-	-	出席	正規職員が作成	公表していない	公表していない	-	-	不可	-	介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、またその範囲を審査・判定する組織として設置するもので、統合は不可である。				
28	高齢福祉課	茅ヶ崎市養護老人ホーム入所判定委員会	附属機関	その他	H18.3.31厚	附属機関設置条例	2016/4/1		老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の措置に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	6	7	6	1	3	0	0	0	2	0	0	4	2	33	茅ヶ崎市養護老人ホーム入所判定委員会規則	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	法令等で定められているため	あり(報酬)	医師13,000円 医師以外日額6,000円	1	1	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1項第1号	全て当日配布	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	-	-	-	出席	正規職員が作成	2日以内に公表	公表していない	-	-	不可	-	特定の個人について養護老人ホームの入所推薦の要否を判定する会議であり、他の会議で代替することができない。			
29	高齢福祉課	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2006/4/1		茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。	3	4	15	14	1	11	2	0	0	0	0	13	1	7	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則	-	あり(報酬)	10,000円	6	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	出席	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	不可	-	別に、介護保険運営協議会を兼ねているため。					
30	高齢福祉課	第1層協議体(茅ヶ崎市生活支援体制整備事業)	類する機関	その他	H18.6.9老	介護保険法第115条の4第2項第5号	2018/4/1		(1)地域支え合い推進員の活動の組織的な確保に関すること、 (2)地域ニーズ、既存の社会資源の把握及び情報の見える化の推進等に関すること 等	3	-	20	15	0	13	0	0	0	2	0	10	5	33	茅ヶ崎市生活支援体制整備事業実施要綱	その他	あり(報酬)	10,000円	1	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	意見聴取の場、情報交換の場となっている	0	-	-	出席	正規職員が作成	1週間以内に公表	45日以内に公表	-	-	不可	-	介護保険法に規定する「地域の支え合い推進」のため、地域ニーズの把握、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを行うため他の会議での代替は不可					
31	障がい福祉課	茅ヶ崎市障害者介護給付費等支給審査会	附属機関	法により設置	-	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第15条)	2006/4/1		市からの依頼により、厚生労働大臣が定める基準に従い、障害支援区分の審査等を行い、その結果を市へ通知する。	2	9	10	10	2	8	0	0	0	0	0	0	5	5	50	茅ヶ崎市障害者介護給付費等支給審査会規則	委員資格に法令等の特例の条件が付されているため	あり(報酬)	医師27,000円 その他20,000円	24	24	茅ヶ崎市障害者介護給付費等支給審査会規則の2週間前に送付	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	-	-	-	出席	正規職員が作成	公表していない	公表していない	-	-	不可	-	障害者総合支援法第21条及び第22条を根拠に、認定申請に係る障害者等の障害区分判定を行うため、障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき認定申請に基づく審査を行う審議会であるため、ほかとの統合は難しい。				
32	障がい福祉課	茅ヶ崎市自立支援協議会	類する機関	法により任意に設置	-	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第89条の3)	2010/4/1		障害者、障害児の地域生活を支援するため、茅ヶ崎市及び関係機関が相互の連携を図ることにより、地域における支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る。	2	6	16	16	(1)委員ではない	7	0	0	0	1	8	11	5	31	茅ヶ崎市自立支援協議会設置要綱	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要で他に委任者が得られないため	なし	-	2	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	意見聴取の場、情報交換の場となっている	1	-	-	出席	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	不可	-	障害者総合支援法第9条の3に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会であり、ほかとの統合は難しい。				
33	障がい福祉課	茅ヶ崎市障害者表彰審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	2004/4/1	2024/3/26	障害者の表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	5	10	7	0	6	0	0	0	0	1	0	7	100	茅ヶ崎市付属機関設置条例、茅ヶ崎市障害者表彰審査委員会規則	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	あり(報酬)	5,000円	1	1	茅ヶ崎市情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設置目的及び審議事務が他の審議会と重複又は類似していないため、また、統合による効率性等の向上を図ることが難しい。
34	障がい福祉課	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会	附属機関	法により任意に設置	-	障害者基本法(第36条第4項)	2004/4/1		委員会は、茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。	3	7	20	1	10	2	0	0	0	0	0	7	10	10	50	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則	-	あり(報酬)	8,000円	4	0	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	1	-	-	出席	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表	-	-	不可	-	・障害者基本法第11条第3項及び障害者総合支援法第88条に基づき、市町村障害者計画及び市町村障害者福祉計画を策定又は変更する場合 ・児童福祉法第33条の2に基づき、市町村障害者福祉計画を策定又は変更する場合 に意見を聞かなければならないため、整理統合は難しい。			
35	病院経営企画課	茅ヶ崎市病院事業経営審議会	附属機関	市で任意に設置	-	茅ヶ崎市立病院事業の設置に関する条例	1981/9/30		茅ヶ崎市立病院の経営に関する事項につき病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	6	10	10	5	3	2	0	0	0	0	7	3	30	茅ヶ崎市病院事業経営審議会規則第3条	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	全員がほとんどの会議に出席	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市立病院の経営についての審議会であり、本審議会と類似している審議会が存在していないため。	



No.	組織区分(表示名)	審議会名	分類	設置根拠	(設置根拠がその他の場合)	関連法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期(年)	委員の任期回数	委員定数(人)	委員人数(人)	学識経験者	関係団体の代表	公営市民	専断委員	市議委員	市議員	その他	男性(人)	女性(人)	女性率(%)	委員選出機関	公営市民を定めない理由	市議委員を定めない理由	報酬等の金額(1委員1回会費開示あり)	2023年度報酬回数	2023年度非公開(一部非公開)とした回数	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	議決状況	2023年度傍聴者数(通年)	傍聴者の定数	傍聴者の定数「有」の場合の人数	傍聴者の定数「有」の場合の理由	会議録の作成方法	会議録の作成者	会議録の公表時期(会議録)	会議録の公表時期(会議録)	会議録の公表時期(会議録)	同一案件の他の審議会等の有無	定記が「有」の場合、その名称	発議状況の可否	発議状況の具体的な内容	審議会不成立の理由(全会不成立の場合のみ)													
49	消防総務課	茅ヶ崎市消防費財金審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	1999/1/1		茅ヶ崎市消防費財金条例に基づく消防費及び見舞金の支給に関する重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	2	3	4	4	2	2	0	0	0	0	0	3	1	25	消防費財金審査委員会規則第3条	その他	-	あり(報酬)	10,000円	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3か月以内に公表	-	無	-	不可	-	審議の内容が個人のプライバシーに深く関わるため								
50	都市計画課	茅ヶ崎市開発審査会	附属機関	法により設置	-	都市計画法(第78条)	2003/4/1		(1)開発行為等に関する審査請求に対する裁決(2)その他都市計画法によりその権限に属させられた事項	2	11	5人以上	5	4	1	0	0	0	0	0	0	4	1	20	都市計画法第78条	委員資格に法令等で特別の条件が付されているため	-	あり(報酬)	会長14,000円 委員13,000円	2	2	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	法律により設置が義務付けられているため								
51	都市計画課	茅ヶ崎市建築審査会	附属機関	法により設置	-	建築基準法(第78条)	1986/4/1		建築基準法(以下「法律」という。)に規定する同意及び法律第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決を行なうとともに、法律の施行に関する事項について、関係行政機関に対し建議する。	2	4	5人以上	5	4	1	0	0	0	0	0	0	4	1	20	建築基準法第79条	委員資格に法令等で特別の条件が付されているため	-	あり(報酬)	会長14,000円 委員13,000円	2	2	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	不可	-	法律により設置が義務付けられているため									
52	都市計画課	茅ヶ崎市住居表示審議会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	1963/9/30		住居表示に関する法律に基づく住居表示の実施につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	-	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	住居表示審議会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3か月以内に公表	-	無	-	不可	-	類似する審議会がないため							
53	都市計画課	茅ヶ崎市都市計画審議会	附属機関	法により任意に設置	-	都市計画法(第77条の2)	1969/7/25		茅ヶ崎市の都市計画に関する事項につき調査審議するとともに、市長の諮問に応じて、その結果を答申する。	2	6	18	17	10	2	2	0	3	0	0	0	14	3	18	都市計画審議会条例第3条及び4条	-	法令等で定められているため	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	法律により設置しているため							
54	都市政策課	ちがさき自転車プラン推進委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2016/7/1		ちがさき自転車プランの策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	2	4	25	21	2	17	2	0	0	0	0	0	17	4	19	設置規則に基づき選出	-	-	あり(報酬)	10,000円	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2日以内に公表	4日以内に公表	-	無	-	不可	-	ちがさき自転車プランの進行管理に関する委員で構成されているため					
55	都市政策課	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会	附属機関	法により任意に設置	-	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第26条第1項の規定に基づく連絡調整並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る事項に関する協議及び連絡調整を行うこと。	2016/7/1		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第26条第1項の規定に基づく連絡調整並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る事項に関する協議及び連絡調整を行うこと。	2	4	30	30	3	20	3	0	0	0	4	0	23	7	23	法律26条第1項及び第2項に則り選出	-	法令等で定められているため	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	議録	委託業者が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の実施に係る連絡調整を行うことに関する委員で構成されているため							
56	都市政策課	茅ヶ崎市空家等対策推進協議会	附属機関	法により任意に設置	-	空家等対策の推進に関する特別措置法(第8条第1項)	2016/5/9		空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項につき協議を行うこと。	2	3	15	13	8	2	2	0	0	0	1	10	3	23	空家等対策計画の策定において関係する団体及び学識経験者	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	2	個人情報を取り扱う会議であるため	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	空家対策計画の策定にあたっての専門家等で構成されているため									
57	都市政策課	茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2016/7/1		茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	2	5	20	14	5	5	2	0	0	0	2	10	4	28	茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランにおいて関係する団体及び学識経験者	-	-	あり(報酬)	10,000円	5	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	各団体の住まいづくりアクションプランの進行管理にあたっての専門家等で構成されているため								
58	都市政策課	茅ヶ崎市地域公共交通会議	附属機関	法により任意に設置	-	道路運送法(第9条の3)	2016/7/1		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に必要な協議並びに道路運送法(昭和26年運輸令第75号)第9条の2に規定する旅客輸送の確保その他の旅客の利用の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用旅客運送に関する協議を行うこと。	2	5	20	17	1	10	1	0	0	4	1	17	0	0	0	3	道路運送法(第9条の3)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項	-	法令等で定められているため	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	設置目的と所掌が類似する審議会がないため						
59	景観みどり課	茅ヶ崎市みどり審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2010/7/1		都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑地の増進に関する基本計画及び生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条第1項の規定に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。	2	5	10	7	5	1	1	0	0	0	0	0	4	3	43	茅ヶ崎市みどり審議会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	他に自然環境に特化した審議会が存在しないため							
60	景観みどり課	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1999/10/1		茅ヶ崎市景観条例により付与された権限に関する事務を行うとともに、景観まちづくりを推進するため必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	8	10	6	4	1	1	0	0	0	0	1	5	83	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	2	-	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	審議内容が他審議会と異なるため(審議事項が景観分野に限定)								
61	開発審査課	茅ヶ崎市ホテル等建築審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1992/7/1		茅ヶ崎市ホテル等建築条例第4条第2項に規定する判定又は第6条に規定する報告若しくは要請につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	2	13	5	4	4	0	0	0	0	0	0	2	2	50	ホテル等建築審議会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要のため	-	あり(報酬)	10,000円	1	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	他審議会における審議の趣旨がそぐわないため。								
62	建築課	茅ヶ崎市営住宅運営審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1998/4/1		茅ヶ崎市営住宅の入居者の選考及び運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	市営住宅運営審議会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要のため	-	あり(報酬)	10,000円	1	0	-	-	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	住宅整備と入居者管理の両内容の審議ができる審議会が必要であり、他の住宅政策とも性質が異なることから、他の審議会との統合は不可である。						
63	下水道河川総務課	茅ヶ崎市下水道運営審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1963/9/2		下水道の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	4	11	7	4	0	2	0	0	0	0	6	1	14	下水道運営審議会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席	附属機関として意見集約している	2	-	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	設置目的及び審議事項が他の審議会と重複又は類似していないため								
64	拠点整備課	茅ヶ崎西浜駐車場跡地土地利用検討委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2017/2/8		茅ヶ崎西浜駐車場跡地の活用に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	茅ヶ崎西浜駐車場跡地土地利用検討委員会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3か月以内に公表	-	無	-	不可	-	特定の土地に対しての検討委員会のため			
65	産業観光課	茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2004/4/1		技能者の表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するもの。	1	6	7	6	2	4	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	茅ヶ崎市技能者表彰審査委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	あり(報酬)	5,000円	1	1	一部非公開	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	設置目的及び審議事項が他の審議会と重複又は類似していないため。また、統合による効率性等の向上を図ることが難しいため。							
66	農業委員会事務局	茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員選考委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2017/3/28		茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員の候補者の選考に関する事項につき農業委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	3	1	5人以上	5	5	0	0	0	0	0	0	4	1	20	茅ヶ崎市農地利用最適化推進委員選考委員会規程第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	-	あり(報酬)	10,000円	0	-	-	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3か月以内に公表	-	無	-	不可	-	茅ヶ崎市農業委員会委員選考委員会と類似するが、別の執行機関として諮問するため
67	秘書課	茅ヶ崎市表彰審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1999/4/1		茅ヶ崎市表彰条例に基づく表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	1	10	5	5	3	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	茅ヶ崎市表彰審査委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	あり(報酬)	10,000円	1	1	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	全て当日配布	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	-	-	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	「茅ヶ崎市民栄誉賞審査委員会」があるが、そちらに関しては必要時のみ設置するものであるため、統合は難しい。									
68	秘書課	茅ヶ崎市民栄誉賞審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2004/4/1		茅ヶ崎市民栄誉賞を行うものの選考につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	-	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	市民栄誉賞審査委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	あり(報酬)	10,000円	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3か月以内に公表	-	無	-	不可	-	実務上は本委員会委員のうち5名は表彰審査委員会委員を委嘱しているが、本委員会は、必要時のみ設置するものであるため、統合は難しい。	
69	総合政策課	茅ヶ崎市総合計画審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1999/1/1		茅ヶ崎市の総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	2	6	25	15	6	5	2	0	0	0	2	11	4	27	茅ヶ崎市総合計画審議会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	2	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している	3	-	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	3か月以内に公表	-	-	-	-	-	-	不可	-	設置目的及び所掌事項が重複又は類似した審議会が存在しないため								

№	組織選択(表示名)	審議会名	分類	設置機関	(設置機関がその他の場合)	関連法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期(年)	最多の任期回数	委員等定数(人)	委員員数(人)	学識経験者	関係団体の代表	公募市民	市民会議員	市議員	その他	男性(人)	女性(人)	女性率(%)	委員選出機関	公募市民を定めない理由	市議員を定めない理由	報酬等の有無	報酬等の金額(1委員1回の会議開催あたり)	2023年度開催回数	非公開(一部非公開)とした会議回数	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	審議状況	2023年度開催者数(過半)	開催者の定数	開催者の定数「有」の場合の人数	開催者の定数「有」の場合の理由	会議録の作成方法	会議録の作成者	会議録の公表時期(会議概要)	会議録の公表時期(会議録)	会議録の公表が45日を超える場合の理由	同一案件の他の審議会等の有無	登記が「有」の場合、その名称	開催状況の可否	開催状況の具体的な内容	開催統合不可の理由(統合不可の場合のみ)			
70	行政改革推進課	茅ヶ崎市行政改革推進委員会	附属機関	市で任意に設置	-	茅ヶ崎市附属機関設置条例	2002/4/1		行政改革の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。	2	7	10	10	4	4	2	0	0	0	0	9	1	10	茅ヶ崎市行政改革推進委員会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席している	附属機関として意見集約している	3	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	無	-	不可	-	-	
71	行政改革推進課	茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会	附属機関	市で任意に設置	-	茅ヶ崎市附属機関設置条例	2016/7/1		対象公共サービス及び対象公共サービスの受託者の選定その他公共サービスの民間事業者への委託に関する事項につき市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	-	あり(報酬)	10,000円	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	茅ヶ崎市行政改革推進委員会と統合を検討する。	-			
72	行政改革推進課	茅ヶ崎市指定管理者選定委員会	附属機関	市で任意に設置	-	茅ヶ崎市附属機関設置条例	2016/7/1		指定管理者の候補者の選定、指定管理者の行った管理に係る評価、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止その他市長又は教育委員会が必要と認め事項につき市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	5	5	8	8	0	0	0	0	0	0	6	2	25	茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	-	あり(報酬)	10,000円	8	7	-	法人その他の団体に関する情報にあり、会議を公開することにより競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報のため。	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席している	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	無	-	不可	-	所掌事項が他審議会等に馴染まないため	-
73	市民自治推進課	茅ヶ崎市市民活動推進委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2005/4/1		市民活動の推進に関する制度の改善、財政的支援に関する事項その他の重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	2	3	10	10	3	5	2	0	0	0	0	7	3	30	茅ヶ崎市市民活動推進委員会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	7	3	-	自由基本条例第14条第3号及び情報公開条例第5条第2号に基づき非公開	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員がほとんどの会議に出席している	附属機関として意見集約している	53	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	半年以内に公表	AIが作成した会議録の内容確認に時間を要するため。	無	-	不可	-	同一案件の審議等を行っている審議会がないだけでなく、協働に関する制度及び市民活動推進補助金に関する専門的な内容の審議を要するため、市民活動の推進に向けて、必要な組織であるため。	-
74	市民自治推進課	茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2016/5/19		(1) 認定コミュニティ(茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例(平成27年茅ヶ崎市条例第43号)第4条第1項に規定する認定コミュニティをいう。)による公益を推進するための活動及びこれに対する支援に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。 (2) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第1項の認定及び同条例第7条の規定による認定の取消しにつき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	2	3	7	7	2	3	2	0	0	0	0	6	1	14	茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則	-	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席している	附属機関として意見集約している	10	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	半年以内に公表	AI会議録の内容確認に時間を要するため	無	-	不可	-	条例にもとづく認定コミュニティ(まちから協議会)の認定・取消、活動状況の調査・審議に関する同一の審議会がなく、地域活動の推進に資する専門的な審議を行っているため。また、今後、市の財源不足による事業や政策が縮小する中で、地域の自主的な活動の推進はますます必要になっていくため。	-
75	職員課	茅ヶ崎市特別職員報酬等審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	1965/4/1		議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。	2	8	10	10	1	7	2	0	0	0	7	3	30	特別職員報酬等審査委員会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	1	0	-	-	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席している	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	無	-	不可	-	他に代替する審議会がなく、かつ組織として必要性が高いため	-	
76	職員課	茅ヶ崎市公務災害補償等認定委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	1967/12/25		茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、実施機関が行う公務上の災害及び過失による災害の認定に対する意見を答申する。	3	5	5	5	5	0	0	0	0	0	5	0	0	公務災害補償等認定委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	-	あり(報酬)	10,000円	2	2	-	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席している	附属機関として意見集約している	-	-	-	-	概要のみ	正規職員が作成	公表していない	4日以内に公表	-	無	-	不可	-	類似又は重複する審議会等がないため。	-	
77	職員課	茅ヶ崎市公務災害補償等審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	附属機関設置条例	1967/12/25		茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、実施機関が行う補償の実施に対する不服を審査し、裁定する。	3	-	3	3	3	0	0	0	0	0	3	0	-	公務災害補償等審査委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	-	あり(報酬)	10,000円	3	3	-	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号	一定の資料を会議開催の2週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席している	附属機関として意見集約している	-	-	-	-	概要のみ	正規職員が作成	4日以内に公表	-	無	-	不可	-	類似又は重複する審議会等がないため	-		
78	行政総務課	茅ヶ崎市行政不服審査委員会	附属機関	法により設置	-	行政不服審査法(第81条)	2016/4/1		審査庁からの諮問に対し、主に審議員が行った審査手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性をチェックし、その結果を審査庁に答申する。	2	5	3	3	3	0	0	0	0	2	1	33	茅ヶ崎市行政不服審査委員会規則第7条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	-	あり(報酬)	10,000円	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	茅ヶ崎市行政不服審査委員会規則第7条により位置づけられているため	-					
79	行政総務課	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査委員会	附属機関	その他	法により設置及び市で任意に設置	個人情報保護法(第105条)市情報公開・個人情報保護審査委員会(第3条)	2001/7/1		茅ヶ崎市情報公開条例、個人情報の保護に関する法律、茅ヶ崎市議会の個人情報保護に関する条例及び茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、実施機関が行った行政文書の公開、個人情報の開示等及び特定歴史公文書等の利用の決定に対する審査請求若しくは指定管理者等からの助言の求めについて、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	2	5	5	5	5	0	0	0	0	0	5	0	0	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査委員会規則第5条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	-	あり(報酬)	10,000円	4	4	-	個人が提起した審査請求に対して個別に審査を行うため	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席している	附属機関として意見集約している	-	定数を設けていない	-	-	全文起こし	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	無	-	不可	-	情報公開決定等、個人情報の開示決定等及び特定歴史公文書等の利用決定等又は情報公開請求、個人情報保護開示請求及び特定歴史公文書等利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときの審査機関として、中立性と高い専門性が求められるため。	-	
80	資産経営課	茅ヶ崎市不動産評価委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	1949/12/27		茅ヶ崎市財産のうち不動産を処分する場合における当該価格につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	2	1	6	6	4	0	0	0	2	0	5	1	17	不動産評価委員会規則第3条	情報公開条例に規定する非公開情報を取り扱うため	法令等で定められた	あり(報酬)	10,000円	3	3	-	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号及び第2号による	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席している	附属機関として意見集約している	-	-	-	-	概要のみ	正規職員が作成	1週間以内に公表	公表していない	-	無	-	不可	-	不動産鑑定士等専門的な委員を選出しているため	-	
81	産業観光課	茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2022/7/1	2023/10/1	道の駅の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。	1	1	7	7	5	2	0	0	0	0	5	2	29	茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会規則第3条	高度に専門的知識又は卓越した能力が必要なため	-	あり(報酬)	10,000円	5	5	-	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号のため	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席している	附属機関として意見集約している	1	定数を設けている	10名	会場スペース上定員を設けた。	議録	正規職員が作成	その他	公表していない	-	有	茅ヶ崎市指定管理事業者選定委員会	不可	-	道の駅整備に限定した委員会のため	-	
82	行政総務課	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査委員会	附属機関	市で任意に設置	-	市附属機関設置条例	2001/7/1		情報の公開に関する制度の改善及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するとともに、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により実施機関の求めに応じて意見を述べること。	2	6	7	7	5	0	2	0	0	0	7	0	0	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査委員会規則第3条	-	-	あり(報酬)	10,000円	3	0	-	-	一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席している	附属機関として意見集約している	0	定数を設けていない	-	-	議録	正規職員が作成	2日以内に公表	4日以内に公表	-	無	-	不可	-	情報の公開に関する制度の改善及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するとともに、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により実施機関の求めに応じて意見を述べること。高い専門性が求められるため。	-	

No.	組織選択(表示名)	審議会名	分類	設置根拠	(設置根拠がその他の場合)	関連法令	設置年月日	終了年月日	所掌事務	任期(年)	最多の任期回数	委員等定数(人)	学識経験者(人)	関係団体の代表	公署市民	県議会議員	市議会議員	市議員	その他	性別			委員選出機関	公署市長を委任しない理由	市議会議員又は市議員の委任理由	報酬等の有無	報酬等の金額(1委員1回あたり)	2023年度報酬総額(1委員1回あたり)	2023年度非公開回数	非公開とした場合、その理由	資料送付	委員の出席率	運営状況	2023年度出席者数(過半数)	傍聴者の定数	傍聴者の定数「有」の場合の人数	傍聴者の定数「有」の場合の理由	会議録の作成方法	会議録の作成者	会議録の公表時期(会議概要)	会議録の公表時期(会議概要)	会議録の公表時期(会議概要)	同一案件の他の審議会等の有無	左記が「有」の場合、その名称	整理状況の可否	整理状況の具体的な内容	整理統合不可の理由(統合不可の場合のみ)		
																				男性(人)	女性(人)	女性率(%)																											
83	博物館	博物館協議会	附属機関	法により任意に設置		博物館条例第16条	2022/7/30		博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。	2	1	10	6	3	1	0	0	0	0	0	7	3	30			あり(報酬)	10,000円	2	0		一定の資料を会議開催の1週間前に送付	一部委員が半分程度の会議に出席している	意見聴取の場、情報交換の場となっている	0人				議録	正副職員が作成	2日以内に公表	45日以内に公表		無		不可		整理統合するような類似の付属機関はない。		
84	農業水産課	茅ヶ崎市農業委員会委員選考委員会	附属機関	市で任意に設置		市附属機関設置条例	2017/3/28		茅ヶ崎市農業委員会の委員の候補者の選考に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するもの。	3	1	5	5	0	0	0	0	0	0	0	3	2	40			あり(報酬)	10,000円	1	1	茅ヶ崎市情報公開条例に該当する非公開情報に該当するため	全て当日配布	全員がほとんどの会議に出席	附属機関として意見集約している					議録	正副職員が作成	公表していない	公表していない		無		不可		農業に関する優れた意見を有する学識経験者を持つ組織で整理統合するような類似の付属機関はない。		
85	地域福祉課	茅ヶ崎市災害弔慰金等支給審査会	附属機関	法により任意に設置		災害弔慰金の支給等に関する法律(第18条)	2022/4/1		災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること	2	2	5	5	5	0	0	0	0	0	0	3	2	40			あり(報酬)	10,000円	0	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無		不可		同一案件の他の審議会等がないため
86	地域福祉課	茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議	担する機関	その他	国の成年後見制度利用促進基本計画により、任意で設置		2023/4/17		ア) 認知症、知的障害その他精神上の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者の権利の擁護及び、特に成年後見制度の普及啓発に関すること。 イ) 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制整備に関すること。 ウ) 困難事例の問題点の整理及び支援の方向性に関すること。 エ) 後見人等候補者の調整に関すること。 オ) 市民後見人の養成や活動に関すること。 カ) 法の第2条第1項に規定する成年後見人等の支援に関すること。 キ) 前各号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関すること。	1	2	10	6	4	0	0	0	0	0	0	8	2	20			あり(報酬)	8,000円	3	0		一定の資料を会議開催の1週間前に送付	全員がほとんどの会議に出席	意見聴取の場、情報交換の場となっている	0				全文起こし	正副職員が作成	2日以内に公表	3か月以内に公表	出席委員への内容確認に時間を要するため	無		不可		専門性が高く、同一案件の他の審議会等がないため		